

千葉県告示第1020号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新したので、同法第69条の規定により告示します。

令和4年12月26日

千葉市長 神谷俊一

指定自立支援医療機関（精神通院医療）

【医療機関】

| 名称 | 所在地 | 指定期間 |
|--------|-----------------|-----------------------------|
| にへい脳外科 | 千葉市中央区都町5丁目8-27 | 令和5年1月1日から 令和10年12月31日まで |

【薬局】

| 名称 | 所在地 | 指定期間 |
|------------|-----------------------------------|-----------------------------|
| セントラル薬局中央店 | 千葉市中央区椿森6-7-8 | 令和5年1月1日から 令和10年12月31日まで |
| こばと薬局 | 千葉市稲毛区稲毛東4丁目2番18号 ホームメイトビル102号 | 令和5年1月1日から 令和10年12月31日まで |
| フクシ蘇我薬局 | 千葉市中央区南町2-16-5 | 令和5年1月1日から 令和10年12月31日まで |